

「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の  
一部改正について

令和 7 年 4 月 10 日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>(特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い)</p> <p>第 20 条 特別会員が、取扱協会員である会員又は特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）（以下「会員等」という。）からの委託を受けて本規則に基づく投資勧誘を行う場合において、当該会員等又は当該特別会員のいずれか一方の協会員が、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条又は第 11 条に定める行為を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、当該規定に基づく行為を行うことを要さない。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>(特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い)</p> <p>第 20 条 特別会員が、取扱協会員である会員からの委託を受けて本規則に基づく投資勧誘を行う場合において、当該会員又は当該特別会員のいずれか一方の協会員が、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条又は第 11 条に定める行為を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、当該規定に基づく行為を行うことを要さない。</p>